

第1章 計画の基本的な考え方

1 男女共同参画社会の実現に向けて

1999年（平成11年）6月に制定された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第2条）と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。

その上で、国は、2020年（令和2年）12月に第5次男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくものとし、地方は、地方公共団体における計画の策定と施策の推進を図ることとしています。

木更津市では、1995年（平成7年）3月に木更津市女性行動計画「デュエットプランきさらづ」が策定されて以降、男女共同参画計画を第1次から第4次まで策定し、さまざまな施策を推進してまいりましたが、社会において女性の力が十分に発揮されているとは言い難く、依然として男女間格差や不平等が存在している状況です。

さらに、近年は、少子高齢化のさらなる進展と本格的な人口減少社会が到来するほか、頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う世界的な危機も重なるなど、新たな男女共同参画の視点が必要となっている状況です。

この不確実性の大きい時代を乗り越え、将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、誰もが性別等にかかわらず、自分らしく安心して暮らせることが重要であり、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が重要な課題となっています。

木更津市は、SDGsにおける目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の達成をめざし、木更津市 人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例（通称：オーガニックなまちづくり条例）に規定する「多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築すること」（第3条第3号）を実現するため、性別等にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会の実現へ向けて、市民や企業、地域社会とともに、地域の特性を踏まえた実効性のある施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

①男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく計画です。

②木更津市第2次基本計画や第2期木更津市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2期オーガニックなまちづくりアクションプランとの整合性を図ります。

3 計画の期間

2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間

第2章 計画の内容

1 計画の目的と基本理念

本計画は、性別等にかかわらず誰もが互いの人権を尊重し、ともに喜びも責任も分かち合うことで、個性と能力を発揮できる豊かで活力ある持続可能なまちづくりを推進し、次世代につなげていくことを目的とします。

本計画のめざす姿は、

性別等にかかわらず 誰もが自分らしく
安心して暮らすことができるまち きさらづ

この「めざす姿」を実現するため、次の5つの基本理念を位置づけ、基本目標や主要課題、施策の方向性を定めます

【基本理念】

①人権の尊重 ②社会における制度や慣行への配慮 ③方針の立案・決定の場への共同参画 ④家庭生活や地域活動との両立 ⑤国際的な取組に対する理解と協力

2 基本目標

I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり

男女が互いに協力して支え合い、仕事と生活の調和をとりながら生涯を通じて充実した生活を送ることができる環境づくり、そして多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、誰もが個性と能力を発揮して社会のあらゆる分野において活躍できる環境づくりを進めます。

II 安全・安心に暮らせる社会づくり

性別等にかかわらずひとりの個人として重んじられ、社会全体で多様性を尊重する多文化共生の考え方を推進することなどを通して、誰もが自らの存在に誇りを持って安全・安心にいきいきと暮らせる社会づくりを進めます。

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）にとらわれずに活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現をめざして、意識づくりや教育・学習等の基盤づくりを進めます。

IV 計画を積極的に進める体制づくり

本計画を円滑に実施するため、全庁的な施策の推進を行いながら男女共同参画社会の実現に向けた体制づくりを進めます。また、PDCAサイクルに基づいて施策の進捗状況の把握と評価を継続的に行うことによって、その結果を次年度以降の施策に反映させます。

第3章 課題別施策内容

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく本市推進計画に該当する部分

I あらゆる分野で男女がともに活躍できる環境づくり	1 労働の場における男女共同参画の促進	施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及促進 ※ 施策2 雇用の分野における男女共同参画の促進 ※ 施策3 誰もが健康で安心して働ける環境の整備 ※ 施策4 意欲と能力を生かす再就職に向けた支援 ※ 施策5 多様な働き方に対する支援 ※
	2 ライフステージに応じた男女共同参画の促進	施策1 子育て・介護への支援 ※ 施策2 家庭生活における男女共同参画の促進 ※ 施策3 地域活動における男女共同参画の促進 ※
	3 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ※ 施策2 女性の能力発揮への支援 ※
II 安全・安心に暮らせる社会づくり	4 配偶者等からの暴力の根絶と人権の尊重	施策1 あらゆる暴力の根絶と被害者への支援 ※ 施策2 性に起因する人権侵害を許さない社会環境づくり ※
	5 性別等にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会環境の整備	施策1 経済的困窮を抱えるひとり親家庭などへの子育て支援 ※ 施策2 多様な性を認め合える社会づくり 施策3 外国人・高齢者・障がい者等が安心して暮らせる環境づくり
	6 生涯を通じた健康づくりの推進	施策1 生涯を通じた男女の健康保持への支援 施策2 妊娠・出産等に関する健康支援
	7 防災における男女共同参画の推進	施策1 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	8 男女共同参画への意識づくり	施策1 あらゆる人々にとっての男女共同参画の促進 ※ 施策2 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供 ※
	9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	施策1 学校教育・社会教育等における男女共同参画の啓発・推進 ※ 施策2 多様な選択を可能にし、個性を伸ばす教育・学習の充実 ※
IV 計画を積極的に進める体制づくり	10 推進体制の充実に向けた基盤の整備	施策1 （仮称）木更津市男女共同参画条例の制定 施策2 庁内推進体制の充実 施策3 計画進行の適正管理